

女性活躍推進法 第19条第6項に基づく取組実施状況の公表

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第19条第6項の規定に基づき、西南濃粗大廃棄物処理組合における実施状況について公表する。

女性職員の活躍推進に向けた目標達成するための取組状況

	目標	取組内容	実績	備考
1	令和3年度までに、当組合職員の新規採用がある場合は、過去の職員新規採用において女性からの応募者がなかったため、応募者の女性割合を20%以上とする。	次期職員新規採用において、女性向け採用説明会を開催する。	令和2年度中の新規採用が無かったため、女性向け採用説明会も開催出来なかった。	
2	令和3年度までに、制度が利用可能な男性職員の配偶者出産休暇、育児参加のための休暇の取得割合を75%以上にする。	配偶者が出産を控えている男性職員に対し面談を行い、各種両立支援制度（育児休業、配偶者出産休暇、育児参加のための休暇等）の活用促進やキャリアプランに関する助言を行う。	令和2年度中に配偶者が出産を控えている男性職員がいなかったため、各種両立支援制度の活用促進の助言が出来なかった。	該当する職員がいなかったため、目標には至らなかった。